

労働保険のお知らせ

令和3年度 労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は、

6月1日（火）～7月12日（月）です。

管轄の労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。

年度更新の申告書は、管轄の労働局・労働基準監督署への郵送や電子申請でも受け付けておりますのでご活用ください。

なお、年度更新期間内に申告・納付の手続きが困難な場合には、年度更新コールセンター（0800-555-6780）（開設期間は令和3年5月31日（月）から7月16日（金）まで。通話料無料。）までご相談ください。

年度更新申告書の書き方及び申告・納付方法等の詳細につきましては、年度更新申告書に同封しているパンフレット等をご参照ください。厚労省ホームページでもご覧いただけます。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働保険に関するお知らせ

労働保険のお手続きは「電子申請」をぜひご活用ください！

自宅やオフィスから24時間いつでも申請や届出が可能です。

また、労働保険料の納付は口座振替や電子納付が便利です。

○労働保険の電子申請は「e-Gov」

(<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)から行うことができます。



○労働保険関係手続（一部手続を除く）は、GビズIDを利用して手続することができます。

○労働保険料の納付は、金融機関の窓口に行かなくても口座振替や電子納付が可能です。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署